

第2章

強い「産業」で活力を生み出すまちづくり



第1節 農業

現状・課題

- ☆農業・農村は、食料生産という基本機能に加えて環境保全機能や景観機能、防災機能、教育・文化機能など、多面的機能を有しています。こうした機能の維持・発揮を図る必要があります。
- ☆近年、本町では農家戸数が減少するとともに、農業従事者の高齢化や担い手不足が進行しています。また、有害鳥獣の駆除に力を入れてきましたが、依然としてシカやカラスなどによる農業被害が一部地域で発生しています。
- ☆本町の特産品であるメロンなどの園芸作物については、年々作付面積が減少しているため、作付維持や後継者への技術伝承や販路拡大が必要となっています。
- ☆経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）による自由貿易の進展や平成28年2月にTPP交渉が合意されたことによる長期にわたる影響が懸念されています。また、農産物の価格低迷や生産資材価格の上昇など、農業経営を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中、農業を持続的に発展させていくためには、地域での担い手や農業従事者を確保することが第一であり、さらに農産物の生産性や品質の向上に取り組むことが重要です。それには重要品目ごとの経営安定対策など意欲ある担い手の経営発展を後押しする対策や支援が必要です。一方で、6次産業化や農商工連携による農産物の加工などを通じた高付加価値化への支援や、地産地消の取り組みなどを通じ、生産者と消費者とのつながりを一層強めていくことも重要です。

施策の展開

1. 農業生産基盤整備の推進

(1) 農業用施設整備

- 農業経営環境の改善に資するため、必要に応じて農業用排水路や農道などの農業用施設・設備の整備を図ります。

(2) 農地整備

- 良好な農地の確保と農産物の高い生産性を維持するため、全町を網羅する各地区の事業を計画的に推進します。

2. 農業経営の近代化と効率化

(1) 地域農業システムの確立

- 補助事業を活用し、省力化のための高性能機械の導入や機械の共同所有・利用を推進するほか、作業の外部委託などにより地域農業システムの確立を図ります。

(2) 労働力対策の推進

- 共同育苗や作業受委託を推進し、農業分野でのICT*活用も視野に入れ、家族労働力を基本に持続可能な農業を展開します。

(3) 野菜産地形成の推進

- メロンなどの特産園芸作物の作付維持や後継者・新規耕作者への技術伝承を推進するとともに、販路拡大を図ります。

3. 畜産経営の効率化

(1) 生産基盤の強化

- 畜産クラスター関連事業や公社営担い手対策事業の活用などにより生産基盤の強化を図ります。



(2) 乳牛対策の推進

- 適正な飼養管理技術の普及や乳牛を導入する酪農家に対する支援により、疾病の減少および乳質・乳量の改善を推進します。

(3) 肉牛対策の推進

- 優良繁殖雌牛の保留・導入などを推進し、肉牛の繁殖基盤強化を図ります。

(4) 共同化の推進

- 飼料収穫および調製作業の共同化、委託化を推進し、労働コストの軽減を図ります。

(5) 衛生対策の強化

- 適正なワクチンプログラムの推進や消毒資材の支援により徹底した衛生対策に努めます。

(6) 環境対策の推進

- 家畜ふん尿などの適正な処理のために環境対策を推進し、理解される畜産業の確立を図ります。

(7) 農休日の推進

- 畜産業の農休日設定のため、酪農ヘルパー制度の充実を図ります。

4. 農業後継者の育成

(1) 担い手の確保・育成

- 後継者への祝い金や新規就農者への経済的支援を行います。
- 試験研究機関や大学との連携講座の開催や先進地研修を通じ、今後も家族経営が本町の農業経営の中心となるため、高度な技術と経営能力を持った担い手の育成に努めます。

(2) 女性農業者への支援

- 女性農業者の学習、研修、新たなチャレンジに対して支援を行います。

(3) 結婚対策の推進

- 広域連携による交流機会づくりや研修会などの開催、相談員活動の推進と組織強化に努め、結婚後の支援についても充実を図ります。

(4) 家族経営協定の普及

- 働きやすい環境整備を図るため、農業改良普及センターなどと連携し、さらなる協定の締結を推進します。



5. 魅力ある農業と理解される農業の確立

(1) 「農業のまち」の推進

- 本町農業の持続的発展と生産基盤確立のための施策を推進するため、きたみらい農業協同組合との連携強化を図り、地産地消・食育の推進や消費者グループなどとの交流を推進し、理解される環境づくりに努めます。
- 農業関連事業所などと意見交換の場を持ち、情報共有に努めます。

(2) 開かれた農村づくりの推進

- 銀河農園を活用し、住民が農業に触れ、親しむ場を提供するとともに、農業交流センターでの加工体験などを通じて、開かれた農村づくりに努めます。

(3) 環境保全型農業の推進

- 環境保全型農業直接支払交付金制度の活用とクリーン農業推進協議会への支援を継続します。

(4) 土づくり対策の推進

- 良質な堆肥を供給するため、堆肥供給センターの活用により、土づくり対策を推進します。

(5) 防疫対策の推進

- 家畜伝染病の発生予防や発生時の対応およびジャガイモシストセンチュウなどの病害虫まん延防止対策・啓蒙活動を関係機関と連携し、推進します。

(6) 生活環境の確保

- 良好な農村景観づくりの配慮や合併処理浄化槽の整備を継続し、農村地域における快適な生活環境の確保を図ります。

(7) 営農環境の確保

- 鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣の駆除を強化するとともに、農作業事故防止や農薬適正使用、資源リサイクルなどの啓発を図ります。

(8) 農業・農村の多面的機能保全

- 多面的機能支払交付金制度を活用して、地域単位での草刈・土砂上げ・鹿柵の維持管理などの住民参加による取り組みを支援します。

6. 効率的な農地の利用

(1) 農地の有効利用

- 人・農地プランによる地域の話し合いを基本に、認定農業者・認定新規就農者などに集積を図り、農地のあっせん事業や農地保有合理化事業、農地中間管理事業を推進し、農地の有効利用を図ります。

(2) 農地所有適格法人などの設立への支援

- 複数戸による法人設立やコントラクター*設立を支援します。

(3) 農業振興地域整備計画の推進

- 就農時から農業振興地域制度や農地転用への理解を深めるための情報提供や学習の場を設け、優良農地の保全を図ります。



7. 付加価値対策

(1) 加工の推進

- 農産物加工の相談活動を実施するとともに、農業交流センターを活用した地域加工グループの取り組みを支援します。

(2) 6次産業化の推進

- 6次産業化に関する相談会を開催するとともに、北海道や町の各種補助制度を活用し、事業の立ち上がり段階における支援を行います。

(3) 農商工連携の推進

- 地産地消の推進など、農業者と商工業者が連携する取り組みを支援します。

8. 都市農村交流型農業の推進

(1) 実習生の受け入れ推進

- 酪農・畑作実習生の受け入れを推進するとともに、就農相談にも応じ、就農に向けた支援を行います。

(2) 相互交流への支援

- 生協などを中心とした消費者と生産者の相互交流を支援します。

9. 共同利用模範牧場の運営

- 入牧牛の適正な飼養管理、草地の植生維持などに努め、酪農家の利用を促進します。
- 牧場の適正管理のため、施設や作業機械の計画的な整備を図ります。

インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー
*ICT～Information and communication technology (情報通信技術) の略

*コントラクター～農作業機械と労働力などを有して、農家などから農作業を請け負う組織。



第2節 林業

現状・課題

- ☆ 林業後継者の不足や高齢化による林業労働力の減少、さらには木材価格の変動など、林業を取り巻く環境は厳しい状況のため、今後とも効率化や組織強化を図る必要があります。
- ☆ SGEN 森林認証*を推進し、今後とも、環境に配慮した木材・木製品の付加価値の向上を図り、消費者に対し環境材としての理解を求め、利用を促進していく必要があります。
- ☆ 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業を継続的に実施していく必要があります。
- ☆ 森林の適正な管理や施業コストの低減を図るため、林道を適正に管理していく必要があります。
- ☆ 森林認証材の普及や林業事業者の育成、林業後継者の確保などについては、流域全体で取り組む必要があります。

施策の展開

1. 森林の保全と整備

(1) 優良森林の育成

- 森林経営計画に基づき、植林・下刈・除間伐事業を計画的に実施し、優良森林の育成に努めます。

(2) 私有林などの支援

- 私有林の森林整備を支援するとともに、林業関係団体などへの支援を行います。

(3) 林業後継者の確保

- 林業後継者の確保のため、各種研修の充実や林業に対するPR活動を推進します。

(4) 森林施業の推進

- 林業経営の合理化のため、集約化による効率的な森林施業を推進するとともに、森林所有者への指導体制の強化を図ります。
- 森林組合などによる効率的な施業集約化のため、森林の土地に関する情報の把握を行い、平成30年度末までに林地台帳の整備を図ります。

(5) 森林機能の維持

- 治山事業を活用し、林地や防風保安林の保全に努めます。

(6) 林道の維持管理

- 既設林道の適正な維持管理に努めるとともに、計画的な整備を推進します。



2. 森林空間の活用

(1) 広域的な啓発

- 森林資源に対する理解や有効活用の意識を深めるため、関係自治体などと連携し、広域的な啓発を図ります。

(2) 多面的機能の利用

- レクリエーション公園などを活用し、広葉樹林をはじめとした森林の持つ多面的機能の増進に努めるとともに、森林への理解を深める取り組みを推進します。



3. 町有林の育成

- 森林経営計画および SGEC 森林認証の規定に基づき、環境に配慮した持続可能な森林経営を推進します。

4. 広域的な連携

- 適切な森林資源管理の推進、地域材の利用促進、森林認証材の普及推進、林業の担い手確保などについては、網走東部流域森林・林業活性化協議会と連携した取り組みを推進します。

*SGEC 森林認証～森林認証制度とは、森林の持続可能な管理や木材流通段階での適切な管理について認証する制度です。日本には、3つの森林認証制度があり、そのうち SGEC「緑の循環」認証会議は、2003年に設立された森林認証制度で、国内の森林整備水準の向上や林業の活性化を目指し、持続可能な森林づくりを進めています。



第3節 鉱工業・企業立地

現状・課題

- ☆本町の鉱工業は、かつてと比較すると事業所数や製造品出荷額などが減少したものの、安定した経営基盤のもとで業績を伸ばす企業もあります。しかしながら、地域の企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、企業の育成や体質強化に向けた取り組みを引き続き行っていく必要があります。
- ☆地域の産業振興や雇用拡大に向けて、継続した企業誘致を推進するとともに、既存企業の撤退などを防ぐため、存置対策を講じる必要があります。



施策の展開

1. 鉱工業の振興

(1) 企業の育成

- 中小企業特別融資の効果的な活用を図り、企業の育成に努めるとともに、企業の事業拡大を推進するための環境整備を図ります。

(2) 企業の体質強化

- 企業の体質強化を図るため、異業種交流の推進や各種研修を充実させ、労働の質の向上を推進します。

2. 企業立地

(1) 企業誘致

- 地震など自然災害の少ない本町の特性を生かし、国・北海道・民間の農業関連施設・企業などの誘致に努めます。

(2) 企業存置

- 町内の既存企業の存置対策として発展を支援するとともに、情報交換などによる連携強化を推進します。



第4節 商業

現状・課題

☆本町の商業は、長年にわたり町外への消費流出が続いてきましたが、平成27年7月に町外資本の大型小売店舗の進出により、消費流出の抑制や不足業種を補完するなど、一定の効果が図られました。一方では、大きな商業環境の変化や後継者の不足などにより、既存商店街には空き店舗が散見され、空洞化が進行しています。そうしたことから、大型小売店舗と既存商店街の連携や空き店舗の有効活用などが必要となっています。

施策の展開

1. 商店街の活性化

(1) 商店街活性化の促進

○商工団体の育成やその推進母体である商工会との連携を推進し、商店街活性化に向けた自主的な取り組みを支援します。

(2) 店舗に関する支援

○新規出店や既存店舗の改修、空き店舗を活用して事業を行う事業者への支援を行います。

(3) 小規模企業振興条例の制定

○小規模企業振興条例の制定において、本町商工業の持続的発展が図られるよう商工会、商工業者などと協議を行いながら検討を進めます。

2. 担い手の育成支援

○商業の健全な発展と経営基盤の強化に向け、関係団体と連携し、各種制度を有効活用した経営の改善や安定化を支援します。

○後継者の地元企業への就業を促進するため、企業や就業者への支援を行います。

3. 大型店と商店街の連携推進

○大型小売店舗と既存商店街の連携を推進し、地域商業全体の活性化を図ります。



第5節 観光

現状・課題

- ☆定住人口が減少傾向にある現在、観光客などの交流人口を拡大させることで、人口減少による影響を緩和させ、地域に活力をもたらそうとする動きがあります。
- ☆本町には、恵まれた自然や温泉施設、パークゴルフ場、温水プールなどの観光資源があるほか、お祭りなどの町内イベントや地元企業の工場見学を目的とした来訪者が多くいることから、さらなる交流人口の拡大のため、町全体の回遊性を高める必要があります。
- ☆地域ブランド*が確立できていないため、地域資源のブランド化に取り組み、情報発信をしていく必要があります。
- ☆北海道横断自動車道の訓子府インターチェンジが開通するなど、本町の観光を取り巻く環境は、変わりつつあり、広域的な取り組みも必要となってきています。

施策の展開

1. 交流人口拡大への取り組み

- 本町を代表する「ふるさとまつり」や「さむさむまつり」などのイベントの内容充実を図り、魅力の向上に努めるなど、来訪者の増加につながる取り組みの充実を図ります。
- 来訪者の滞在時間を増やし、交流人口を拡大させるため、町内施設やご当地グルメをPRするなど、町全体の回遊性を高める取り組みを推進します。

2. 地域資源のブランド化

- 住民、商工会、商工業者、農業協同組合、農林業者、行政が連携しながら地域資源をブランド化し、町の魅力を発信する取り組みを推進します。

3. 広域観光の振興

- 訓子府インターチェンジを活用するなど、広域連携による観光PRを積極的に推進し、地域経済の活性化に努めます。

*地域ブランド～その地域に存在する自然、歴史・文化、食、観光地、特産品、産業などの地域資源の「付加価値」を高め、他の地域との差別化を図ることにより、市場において情報発信力や競争力の面で比較優位を持ち、地域住民の自信と誇りだけでなく、旅行者や消費者などに共感、愛着、満足度をもたらすもの。



第6節 雇用・労働

現状・課題

- ☆近年、若年層の就業率の低迷に加え、非正規雇用労働者や就労意欲があっても定職につくことができない人が増加しています。また、子育てをする女性の就業への悩みや高齢者の就業希望の高まりなど、若者だけでなくさまざまな層の就業に関する問題が顕在化しています。
- ☆町内の雇用情勢についても、厳しい状況は変わらず、求人内容は非正規雇用が多く、若者の地元定住やU・I・Jターン者を受け入れる上での大きな妨げとなっています。
- ☆就業支援については、就業に関する相談や情報提供のための体制を充実させていく必要があります。
- ☆住宅の確保など、勤労者が安心して生活を送ることができる環境の整備を図るとともに、自立した勤労者を増やしていく必要があります。

施策の展開

1. 雇用対策

(1) 就業機会の拡充

- 雇用の場を確保するため、既存企業の振興と地場産業の育成を図るとともに、企業誘致や既存企業の存置対策を推進します。

(2) 地元企業への就業支援

- 地元企業への就業を促進するため、企業や就業者への支援を行います。

2. 就業の支援

(1) 職業能力開発の支援

- 就業希望者の各種職業訓練団体への加入や技術研修会などを通じて、職業能力開発を支援します。

(2) 情報提供・相談の充実

- 北見公共職業安定所などの関係機関と連携して求人情報を提供し、再就職の援助や雇用の拡大に努めるとともに、就業相談や労働相談の充実を図ります。

3. 勤労者福祉の充実

(1) 職場環境の改善

- 関係機関と連携し、職場環境や労働条件・福利厚生等の改善を図り、労働者および使用者の安全意識の高揚と安全で働きやすい職場づくりの促進に努めます。

(2) 生活安定対策の充実

- 勤労者が安心して生活を送ることができるよう、生活の拠点となる住宅の確保や子育て世代に対する支援など、さまざまな対策を推進します。



